

# 裾野市特別養護老人ホーム開設事業者募集要項

令和6年4月

裾野市

(健康福祉部介護保険課)

## 1 目的

本要項は、「裾野市 第9期介護保険事業計画（令和6年度～8年度）」に基づき、特別養護老人ホームの整備に関することについて必要な事項を定め、公正かつ公平な手続により適切な施設整備を行うことを目的とします。

## 2 募集内容

### (1) 募集対象事業所

#### ○特別養護老人ホーム（広域型）創設

対象事業所	日常生活圏域	整備数	定員等	特記事項
特別養護老人ホーム（広域型）	市内全域	創設 1ヵ所	100床 （従来型多床室）	・ショートステイ 10床～20床併設 すること

※ 多床室については、建具による間仕切りが設置され、介護報酬における準ユニットケア加算が算定できる施設要件を満たし、入所者のプライバシーに配慮された構造であると認められること。

### (2) 開設時期

令和7年度から令和8年度までに整備（工事着手から完了まで）を行い、令和9年3月31日までに介護保険法に基づく事業者指定を受け、事業所を開設するものとします。

### (3) 事業所整備に係る補助金

本事業は、静岡県の予算の範囲内で補助金を受けることができます。補助を受けるには、静岡県が定める「[介護保険関連施設等施設整備事業費補助を活用した施設整備の方針](#)」等に適合する必要があります。

なお、市ではこの補助金の採択、不採択に関わらず市単独補助はありませんので、補助を希望する事業者につきましては、資金計画の策定にあたりご承知おき下さい。

## 3 応募要件

応募できる事業者は、社会福祉事業に熱意と見識があり、施設建設及び事業運営に必要な資力が十分にあり、長期間継続して安定的にサービスを継続できる、次に掲げる者とする。

- (1) 社会福祉法人であること。（社会福祉法第22条）
- (2) 社会福祉法人を設立予定の者の場合、施設整備に着手するまでに設立登記が完

了できる者。

※許可事務を所管する県と、設立要件やスケジュール等について事前に相談をしたうえで応募してください。

- (3) 既存の法人の場合、法人の本部の所在地が静岡県東部地域内にあること、設立予定の者の場合、住所が静岡県東部地域内にある者。
- (4) 介護保険法第86条第2項各号に該当しないこと。
- (5) 介護保険法、老人福祉法、都市計画法、建築基準法、消防法その他の関連する法令及び本市条例等の基準を満たしているか、又は満たす見込みのあること。
- (6) 既存法人及び代表者に市税の滞納がないこと。
- (7) 裾野市暴力団排除条例 第2条第1号に規定する暴力団及びそれらの利益となる活動を行う法人でないこと。また、役員等が、同条例第2条第3号に該当する者でないこと。
- (8) 施設整備に支障がないことを事業者において必ず関係機関の窓口事前に確認・把握したうえで、用地を選定すること。また、開発行為等の許認可が得られる用地であること。
- (9) 建設用地は、事業者が所有していることが望ましいが、所有することが確実に見込まれている場合も可とし、施設運営に必要な広さが確保されること。  
また、借地の場合は事業の継続性を確保する観点から、長期の賃貸借契約が締結され、借地料が極力低額であること。
- (10) 事業予定地は公共交通機関を利用できる地域、又は交通面等の利便性が確保された地域で、災害（水害、土砂等）に対する安全性が確保されていること。  
([県介護サービス提供体制整備促進事業費補助金交付要領](#)の第3の5の要件を満たすこと)
- (11) 建設計画が周辺住民に理解されるよう、周辺自治区や地元住民に十分な説明をしておくこと。
- (12) 裾野市が福祉避難所として指定する場合、その指定を受けること。

## 4 応募手続き

### (1) 公募に関する質問の受付について

① 受付期間：令和6年5月10日（金）午後5時まで

（ただし、土曜、日曜及び祝日を除く）

② 受付方法：裾野市介護保険課に別紙質問票（様式13）をご記入の上、FAXまたはメールにより提出。（1通の質問票に、1つの質問事項を記載。）

※誤送信等により担当が質問を確認できないことも考えられますので、質問票を提出した場合は「055-995-1821（裾野市介護保険課）」まで電話連絡を

お願いします。

- ③ 回答方法：期間中に受付けた質問の回答は、とりまとめて市公式ウェブサイトに掲載する予定です。
- ④ 留意事項：電話または口頭での質問や受付期間終了後の質問にはお答えできません。指定基準等に係る質問内容や、国の通知（Q&A）等で確認できる内容については、原則として回答いたしませんので、ご了承ください。

## (2) 応募書類の提出について

応募にあたっては、別紙「提出書類一覧表」に定められた書類を提出してください。

### ① 受付期間：令和6年4月5日（金）から令和6年5月31日（金）まで

午前9時から午後5時まで（ただし、土曜、日曜及び祝日を除く）

### ② 受付方法：事前に電話予約の上、整備予定事業者が裾野市介護保険課に直接持参してください。（郵送・FAX・メール等による提出は不可）

- ・応募書類の内容を説明できる方が持参してください。
- ・書類の内容等に不備がある場合は受理できませんので、事前の相談や期限内に余裕をもって提出してください。
- ・応募締切後の書類の提出は認めません。ただし、本市が必要に応じて書類の追加、再提出を求めることがあります。

## 5 提出書類について

応募書類の様式のデータは、市公式ウェブサイトからダウンロードしてください。

応募申込書及び添付書類 **正本1部、副本7部**

- ・応募書類は、表紙、背表紙に「令和6年度 特別養護老人ホーム応募申請書・仮称の施設名・事業者名」を記載したA4サイズのフラットファイルに左綴じで整理してください。また、資料を綴じる順番は、提出書類一覧表のとおりとし、目次及びページ番号を付け、項目ごとに番号と文字表記をしたインデックスを付けてください。
- ・応募書類は原則A4版で作成してください。図面（配置図、平面図、立面図）についてはA3版とし、A4サイズに折り込んでください。
- ・契約関係書類などの写しを提出する際には、原本証明をしてください。
- ・やむを得ない事由等で応募を辞退する場合には、辞退理由を明記の上、代表者名の記名、押印のある辞退届（任意様式）を提出してください。

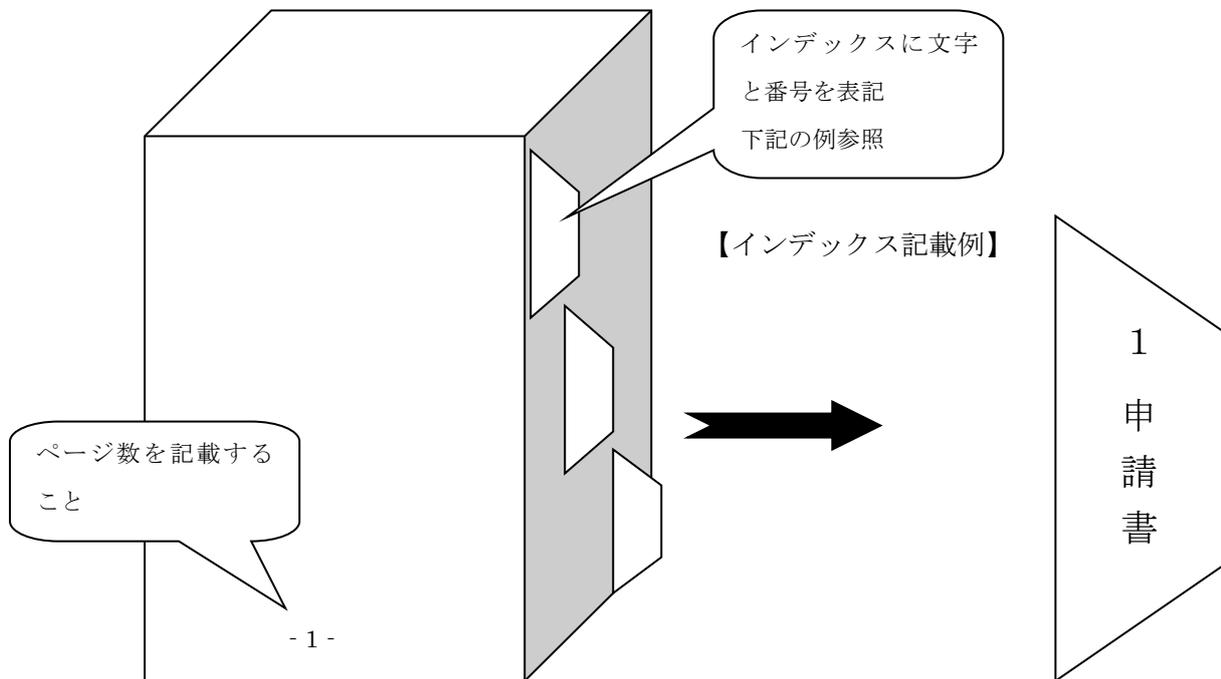
- ・提出された書類等は返却いたしません。
- ・提出書類の作成等に要する経費については、選定結果に関わらず、全て応募事業者の負担となります。
- ・提出された個人情報については、施設選定の目的にのみ利用し、他の目的には利用いたしません。なお、個人情報を除く協議書等については、法令または条例に基づき公開する場合があります。

<応募書類作成方法>

(例)

この写は原本と相違ありません。					
令和	年	月	日		
法人名	○	○	○	○	
代表者名	○	○	○	○	法人印

- 目次及びページを付ける。
- 項目ごとにインデックス付きの仕切紙をつける。(インデックスは文字と番号を表記すること)
- 資料を綴じる順番は、提出書類一覧表のとおりとする。



## **6 応募における留意事項**

- ・応募者が次のいずれかに該当する場合は、当該応募を直ちに無効とします。
  - (1) 応募資格に該当しないと認められるとき。
  - (2) 応募書類に重大な不備や虚偽の記載があるとき。
  - (3) 応募者又はその関係者が公正かつ公平な選定を直接又は間接に妨げたとき。
  - (4) その他応募に係り不正の行為が認められるとき。
- ・応募にあたり事業者が用地等の権利者又は地域住民等と交わした確約書等に基づき生じた損害賠償請求等については、応募法人の責任に帰するものであり、市はその責任を負いません。求償権等の行使についても同様です。

## **7 資金計画**

事業所の整備に必要な資金の確保については、関係法令等を十分に理解して資金計画を立ててください。

## **8 書類審査・プレゼンテーション**

応募書類の提出後、書類審査及びプレゼンテーションを実施する予定です。プレゼンテーションにつきましては、後日、日程を連絡しますのでご協力をお願いします。応募事業所の社員・職員であって事業内容を説明できる方がお越してください。

## **9 事業者の選定**

### (1) 事業予定者の選定

応募者から提出された書類内容を評価するとともに、応募者及び各応募者の計画を総合的に審査し、整備計画を行う事業予定者を選定します。

なお、サービスの質の確保が図れないなどの理由により、選定することが適切でないと判断したときは、事業予定者を選定しない場合があります。

### (2) 計画の変更について

事業予定者に対して、施設等の計画について部分的な変更を求める場合がありますが、この場合は、その指示に従って事業を実施してください。なお、事業予定者の都合による申込内容の変更は認めません。

## **10 選定の結果**

選定の結果は、各応募者に文書により通知します。また、市公式ウェブサイトにて事業予定者として法人名等を公表します。（応募状況、選定結果に関する問合せ等には応じません。）

## 11 スケジュール

募集から選定までのスケジュール（予定）

日程	概要
令和6年4月 5日（金）～ 令和6年5月31日（金）	応募申込書類受付期間 ※市公式ウェブサイトに掲載
令和6年4月 5日（金）～ 令和6年5月10日（金）	質問受付期間
令和6年6月	選考委員会にて書類審査及びヒアリング
令和6年7月上旬	事業者へ選考結果を通知
令和6年7月中旬	県への概要調書提出

## 12 問合せ先

〒410-1192 裾野市佐野1059番地

裾野市健康福祉部介護保険課（裾野市役所本庁舎1階）

TEL：055-995-1821

FAX：055-992-4447

E-mail：[kaigo@city.susono.shizuoka.jp](mailto:kaigo@city.susono.shizuoka.jp)